

政策会議付議事案書 (令和元年9月10日)

提案課名 財政課 環境資源対策課

報告者名 岩渕哲朗 古尾谷明美

<p>事案名</p>	<p>秦野市手数料条例及び個別条例に定める手数料の見直しについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市の手数料は、その事務に要する人件費及び物件費を積算根拠としており、国の動向、社会情勢等にしがたい、必要な見直しを行ってきました。</p> <p>今回、本年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率の引上げを契機として、その影響及び直近の人件費や物価等の現状を調査した結果、受益者負担の適正化に向けて、関連条例の取扱いを定めるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 手数料の概要 (7 条例、518 件)</p> <p>(1) 秦野市手数料条例 (371 件)</p> <p>ア イを除く手数料 (条例別表1 関係) 264 件</p> <p>イ 地方自治法第228条第1項後段に定める標準事務に係る手数料 (条例別表2 関係) 107 件</p> <p>(2) 個別条例 (6 条例、147 件)</p> <p>ア 秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例 1 件</p> <p>イ 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 14 件</p> <p>ウ 秦野市建築基準条例 114 件</p> <p>エ 秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 1 件</p> <p>オ 秦野市屋外広告物条例 15 件</p> <p>カ 行政不服審査法施行条例 2 件</p> <p>(3) 平成30年度決算額 1億2,739万3,000円</p> <p>2 検討経過</p> <p>(1) 本年3月 総務省から「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令について」の通知</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 公布は5月、施行は10月1日。本市条例への影響なし。</p> <p>(2) 本年4月 庁内関係16課による消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響及び直近の人件費及び物価に基づく試算及び改正の検討</p> <p style="padding-left: 40px;">総務省から「地方公共団体における消費税率 (国・地方) の引上げに伴う対応等について」の通知</p>	

	<p>(3) 本年5月 庁内関係課による打合せ 近隣自治体における検討状況の把握</p> <p>(4) 本年6月～ 環境資源対策課による「動物の死体処理手数料」の見直しに向けた関係機関及び伊勢原市との調整</p> <p>3 検討結果</p> <p>(1) 秦野市手数料条例</p> <p>ア 手数料のうち消費税及び地方消費税が転嫁される物件費の占める割合が低い ため、税率の引上げによる影響がない手数料がある。</p> <p>イ 消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響はあるが、他自治体との均衡 を図ることが望ましい手数料がある。</p> <p>ウ 手数料と試算額とのかい離はあるが、将来的に、AIの活用等技術の進展 による事務の効率化により、かい離額が大幅に改善される可能性がある、ま た、他自治体との均衡を図ることが望ましい手数料がある。</p> <p>(2) 個別条例</p> <p>ア イ及びウ以外 上記(1)アからウまでと同じ。</p> <p>イ 秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例 別途、政策会議に付議予定</p> <p>ウ 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 動物の死体処理手数料（1体につき5,250円）は、平成19年4月1 日に改定しているが、処理委託事業者の作業費用について、物価等の変動の 影響が積み重なり、かい離が大きい。</p>
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 秦野市手数料条例及び個別条例（秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例 及び秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を除く。）の手数料の額を据え置 くこと。</p> <p>2 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の動物の死体処理手数料を、令和2 年4月1日から5,830円に改めること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 条例改正 本年第4回定例会において、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部 を改正することについての議案を提出</p> <p>2 その他 3年ごとに見直しの必要性について検討</p>

秦野市手数料条例及び個別条例に定める手数料の見直しについて

1 経緯

本市の手数料は、その事務に要する人件費及び物件費を積算根拠としており、国の動向、社会情勢等にしたいがい、必要な見直しを行ってきた。

この度、総務省は、令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考えを示し、各地方公共団体においても、国の考え方を踏まえ、適切に対処するよう要請した。

これを契機として、本市の手数料条例及び個別条例に定める手数料について、その影響及び直近の人件費や物価等の現状を調査し、改正の可否について検討した。

2 検討の方法

現在の手数料を定めた時点や定期見直し時など、各課等において把握している積算をもとに、手数料条例（371件）及び個別条例（147件）に規定する手数料518件について、消費税率を10パーセントとした場合の影響額を試算するとともに、直近の人件費を反映した試算額と現在の手数料とのかい離額を整理した。

3 検討結果

(1) 手数料条例

検討結果	件数(件)
ア 消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響なし	342
イ 消費税及び地方消費税の税率の引上げ影響はあるが、改正しない	3
ウ 現行手数料とのかい離はあるが、改正しない	26
エ 現行手数料とのかい離の影響が大きいため、改正する	0
計	371

(2) 個別条例

検討結果	件数(件)
ア 消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響なし	106
イ 消費税及び地方消費税の税率の引上げ影響はあるが、改正しない	33
ウ 現行手数料とのかい離はあるが、改正しない	6
エ 現行手数料とのかい離の影響が大きいため、改正する	2
計	147

※ 改正するとしたもの

- ・ 秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例（駐車手数料）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する条例（動物の死体処理手数料）

秦野市手数料条例の検討結果一覧

資料 2-1

No.	根拠条例	手数料の種類・区分	ア	イ	ウ	エ
			消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響なし	消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離の影響が大きいため、改正する
1	手数料条例（別表第1）	1. 鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1			
2		2. 動物の飼養又は収容の許可申請手数料			1	
3		3-1. 犬の登録手数料			1	
4		3-2. 狂犬病予防注射済票交付手数料			1	
5		3-3. 犬の鑑札の再交付手数料			1	
6		3-4. 狂犬病予防注射済票再交付手数料	1			
7		4-1. 優良宅地造成認定申請手数料	5	1	2	
8		4-2. 優良住宅新築認定申請手数料	6			
9		4-3. 住宅用家屋証明申請手数料	1			
10		5-1. 住民票の写し交付手数料			1	
11		5-2. 広域交付の請求を受けた場合の住民票の写し交付手数料			1	
12		6-1. 通知カードの再交付手数料			1	
13		6-2. 個人番号カードの再交付手数料			1	
14		7-1. 開発行為許可申請手数料	19	1	4	
15		7-2. 開発行為変更許可申請手数料	3			
16		7-3. 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	1			
17		7-4. 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1			
18		7-5. 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	1	1	3	
19		7-6. 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	2		1	
20		7-7. 開発登録簿の写しの交付手数料	1			
21		8-1. 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）	45			
22		8-2. 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合）	2			
23		8-3. 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）	1			
24		8-4. 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合）	1			

No.	根拠条例	手数料の種類・区分	ア	イ	ウ	エ
			消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響なし	消費税及び地方消費税の税率の引上げ影響はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離の影響が大きいため、改正する
25	手数料条例（別表第1）	8-5. 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第9条第1項の規定により譲渡人を決定した場合）	1			
26		8-6. 長期優良住宅法第10条の規定による地位の承継の申請手数料	1			
27		9-1. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合）	62			
28		9-2. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（低炭素法第54条第2項の規定による申出をする場合）	2			
29		9-3. 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合）	4			
30		9-4. 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（低炭素法第55条第2項において準用する低炭素法第54条第2項の規定による申出をする場合）	1			
31		10. マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率の特例に係る許可申請手数料	1			
32		11-1. 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	24			
33		11-2. 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更適合性判定手数料	2			
34		11-3. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	29			
35		11-4. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合）	2			
36		11-5. 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料（建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項による申出をしない場合）	2			
37		11-6. 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料（建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合）	1			
38		11-7. 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料	11			
39		12-1. 証明手数料	1		3	
40		12-2. 謄本若しくは抄本又は写しの交付手数料			2	
41		12-3. 閲覧手数料			3	

No.	根拠条例	手数料の種類・区分	ア	イ	ウ	エ	
			消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響なし	消費税及び地方消費税の税率の引上げ影響はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離の影響が大きいため、改正する	
42	手数料条例（別表第2）	1-1. 戸籍謄抄本証明手数料	1				
43		1-2. 戸籍記載事項証明手数料	1				
44		1-3. 除籍謄抄本証明手数料	1				
45		1-4. 除籍記載事項証明手数料	1				
46		1-5. 受理証明手数料	1				
47		1-6. 受理証明（上質紙）手数料	1				
48		1-7. 閲覧手数料	1				
49		2-1. 危険物の仮貯蔵・仮取扱申請手数料	1				
50		2-2. 危険物施設の設置許可申請手数料	44				
51		2-3. 危険物施設の変更許可手数料	1				
52		2-4. 危険物の設置の完成検査申請手数料	1				
53		2-5. 危険物施設の変更の完成検査申請手数料	1				
54		2-6. 危険物施設の仮使用承認申請手数料	1				
55		2-7. 危険物施設の設置の完成検査前検査申請手数料	27				
56		2-8. 危険物施設の変更の完成検査前検査手数料	5				
57		2-9. 保安検査手数料	13				
58		3. 煙火消費許可申請手数料	1				
59		4. 臨時運行許可申請手数料	1				
60		5-1. 貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可申請手数料	1				
61		5-2. 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料	1				
62		5-3. 貯蔵施設又は特定供給設備の設置完成検査申請手数料	1				
63		5-4. 貯蔵施設又は特定供給設備の変更完成検査申請手数料	1				
計			342	3	26	0	

個別条例の検討結果一覧

資料 2-2

No.	根拠条例	手数料の種類・区分	ア	イ	ウ	エ
			消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響なし	消費税及び地方消費税の税率の引上げの影響はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離はあるが、改正しない	現行手数料とのかい離の影響が大きいため、改正する
1	秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例	手数料				1
2	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	し尿処理手数料	3			
3		動物の死体処理手数料				1
4		一般家庭から排出される粗大ごみ処理手数料	2			
5		一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1			
6		一般廃棄物処分業許可申請手数料	1			
7		一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1			
8		一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1			
9		一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	1			
10		一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	1			
11		浄化槽清掃業許可申請手数料	1			
12		浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1			
13		建築基準条例（別表第1）	1. 建築物に関する確認申請等手数料	10		1
14	2. 建築設備に関する確認申請等手数料		3	1		
15	3. 工作物に関する確認申請等手数料		2			
16	建築基準条例（別表第2）	1. 建築物に関する完了検査申請等手数料	10	1		
17		2. 建築設備に関する完了検査申請等手数料	2			
18		3. 工作物に関する完了検査申請等手数料	1			
19	建築基準条例（別表第3）	1. 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料	7	1	3	
20		2. 中間検査合格証の交付を受けた建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料	2			
21	建築基準条例（別表第4）	建築物に関する中間検査申請等手数料	9		2	
22	建築基準条例（別表第5）	建築許可等申請手数料	29	30		
23	地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	許可申請手数料	1			
24	屋外広告物条例	許可申請手数料	15			
25	行政不服審査法施行条例	提出書類等の写しの交付手数料	2			
計			106	33	6	2

動物の死体処理手数料の改定について

1 県下における動物の死体処理委託料と手数料（自己負担）の状況

自治体名	委託料	手数料	委託先	委託料・手数料の改定予定
秦野市	5,250 円	5,250 円	伊勢原 動物霊園	委託料・手数料 5,830 円 (令和 2 年 4 月 1 日) ※1
伊勢原市	5,400 円	5,400 円		委託料 5,830 円 (令和 2 年 4 月 1 日) 手数料 未定
大磯町	5,940 円	2,500 円		委託料 (平成 31 年 4 月 1 日改定済) 手数料 予定無し
茅ヶ崎市	7,020 円	7,020 円	A 霊園	委託料・手数料 7,150 円 (令和元年 10 月 1 日)
厚木市	※2 2,100 円	2,000 円	B 霊園	委託料・手数料 7,000 円 (令和 2 年 4 月 1 日)

※1 本市と同等の業務を請負えるのは、近隣では厚木市の B 霊園のみ。

なお、B 霊園に委託した場合の手数料の試算額は 6,600 円。

※2 委託料とは別に 1 日当たり 4,000 円の収集運搬料金がかかる。

2 市民負担の考え方について

使用料や負担金など市民負担の公平化を図るため、負担公平化検討会による取りまとめの結果（平成 11 年 3 月）、動物の死体処理手数料については、「非常に嗜好性の高いペットの処分を公費で賄うべきではなく、全額自己負担とすべきもの」とされた。

	委託料	手数料 (自己負担)	自己負担率
平成 11 年 3 月まで	5,250 円	2,000 円	約 38%
平成 11 年 4 月から 平成 19 年 3 月まで		3,500 円	約 67%
平成 19 年 4 月以降		5,250 円	約 100%

3 委託料及び手数料（自己負担）の額の推移（伊勢原市との比較）

年 度	秦野市		伊勢原市	
	委託料	手数料	委託料	手数料
平成 18 年度	5,250 円	3,500 円	5,250 円	2,000 円
平成 19 年度 ～ 平成 25 年度	5,250 円	5,250 円	5,250 円	2,000 円
平成 26 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	2,000 円
平成 27 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	2,000 円
10 月	—	—	5,400 円	5,400 円
平成 28 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円
平成 29 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円
平成 30 年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円
令和元年度	5,250 円	5,250 円	5,400 円	5,400 円

※消費税率 平成 26 年 4 月～ 8%

4 ペットの死体処理の実績

平成 28 年度 249 体

平成 29 年度 242 体

平成 30 年度 219 体

議案第 号 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表（第20条関係）			別表（第20条関係）		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
(略)			(略)		
動物の死体		1体につき <u>5,830円</u>	動物の死体		1体につき <u>5,250円</u>
(略)			(略)		
附 則					
この条例は、令和2年4月1日から施行する。					

議題2

政策会議付議事案書 (令和元年9月10日)

提案課名 まちづくり計画課

報告者名 小谷幹夫

事案名	生産緑地地区の区域規模（指定面積の下限値）を定める条例の制定について	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">有</div> 資料 無																
目的・必要性	<p>市街化区域内の農地については、従来、<u>宅地化するもの、営農するもの（生産緑地）</u>に大別され、土地利用がなされてきたが、平成27年に都市農業振興基本法が制定され、これらの農地が「<u>都市にあるべきもの</u>」と、大きな<u>政策転換</u>が図られた。</p> <p>平成29年には生産緑地法の一部改正がなされ、区域の規模（指定面積）を法令上の500平方メートル以上から、地域の実情に応じて条例により、300平方メートルを下回らない範囲で緩和できると定められた。</p> <p>本市においても、市街地内の貴重な緑である都市農地の保全に努める観点より、都市農地の現状及び今後の動向を見据え、条例を制定するもの。</p>																	
経過・検討結果	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成 3年 4月26日</td> <td>生産緑地法の一部改正（現行の生産緑地制度創出）</td> </tr> <tr> <td>平成 4年11月13日</td> <td>生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）</td> </tr> <tr> <td>平成27年 4月22日</td> <td>都市農業振興基本法の制定</td> </tr> <tr> <td>平成29年 6月15日</td> <td>生産緑地法の一部改正</td> </tr> <tr> <td>平成29年 7月28日</td> <td>J Aはだの 平成30年度施策要望を市へ提出</td> </tr> <tr> <td>平成30年 7月26日</td> <td>J Aはだの 平成31年度施策要望を市へ提出</td> </tr> <tr> <td>令和 元年 7月24日</td> <td>J Aはだの 令和2年度施策要望を市へ提出</td> </tr> <tr> <td>令和 元年 7月25日</td> <td>庁内打合せ及び関係課意見の聴取</td> </tr> </table>		平成 3年 4月26日	生産緑地法の一部改正（現行の生産緑地制度創出）	平成 4年11月13日	生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）	平成27年 4月22日	都市農業振興基本法の制定	平成29年 6月15日	生産緑地法の一部改正	平成29年 7月28日	J Aはだの 平成30年度施策要望を市へ提出	平成30年 7月26日	J Aはだの 平成31年度施策要望を市へ提出	令和 元年 7月24日	J Aはだの 令和2年度施策要望を市へ提出	令和 元年 7月25日	庁内打合せ及び関係課意見の聴取
平成 3年 4月26日	生産緑地法の一部改正（現行の生産緑地制度創出）																	
平成 4年11月13日	生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）																	
平成27年 4月22日	都市農業振興基本法の制定																	
平成29年 6月15日	生産緑地法の一部改正																	
平成29年 7月28日	J Aはだの 平成30年度施策要望を市へ提出																	
平成30年 7月26日	J Aはだの 平成31年度施策要望を市へ提出																	
令和 元年 7月24日	J Aはだの 令和2年度施策要望を市へ提出																	
令和 元年 7月25日	庁内打合せ及び関係課意見の聴取																	
決定等を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の保全に努める観点より、生産緑地法第3条第2項の規定に基づき、本市においても、<u>区域の規模（指定面積の下限値：300平方メートル以上）を定める条例を制定</u>すること。 																	
今後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年第4回定例会へ条例制定の議案上程 ・生産緑地地区の追加指定方針及び運用指針の見直し 																	

生産緑地地区の区域規模（指定面積の下限值） に関する条例制定に向けて

令和元年9月10日

都市部まちづくり計画課

1. 本市の都市農地の現状

(1) 本市の市街化区域内農地面積の推移

- 市街化区域内農地は、宅地化等の進行により、平成4年から平成27年までに半減している。
- 近年では、市内宅地面積もピークを迎え、宅地需要の沈静化が見られる。
- 生産緑地の推移は、市街化区域内農地全体と比べ減少幅は小さいが、減少傾向が目立つ。

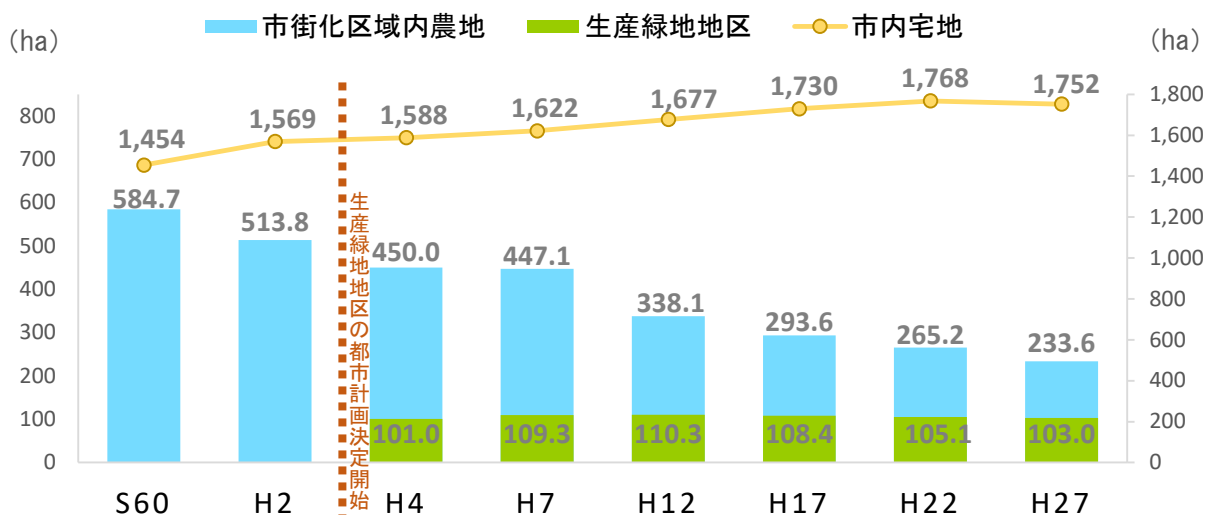


図1 市街化区域内農地面積の推移

(2) 本市の市街化区域内農地面積の内訳

- 市街化区域内農地の約5割を生産緑地が占めており、営農が義務付けられた農地が目立つ。
- 市街化区域内農地の約27%が500㎡未満であり、小規模経営の農地が存在する。
- 宅地化農地のうち、500㎡未満の農地が全体の約1/3を占める。

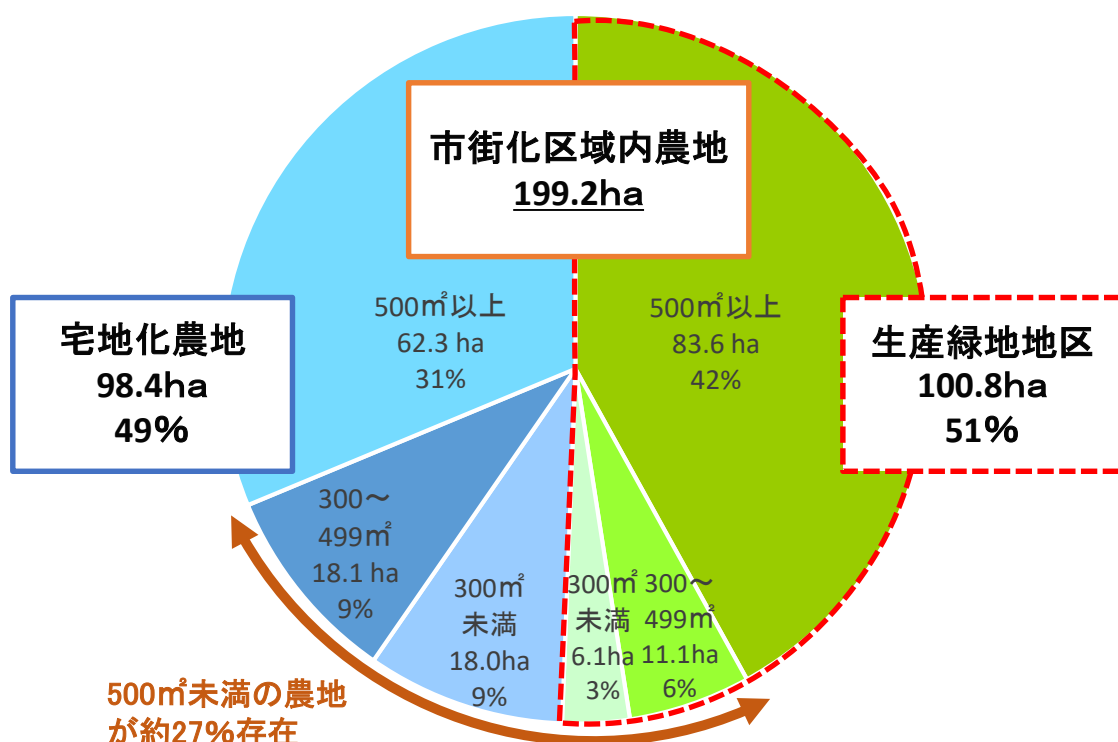


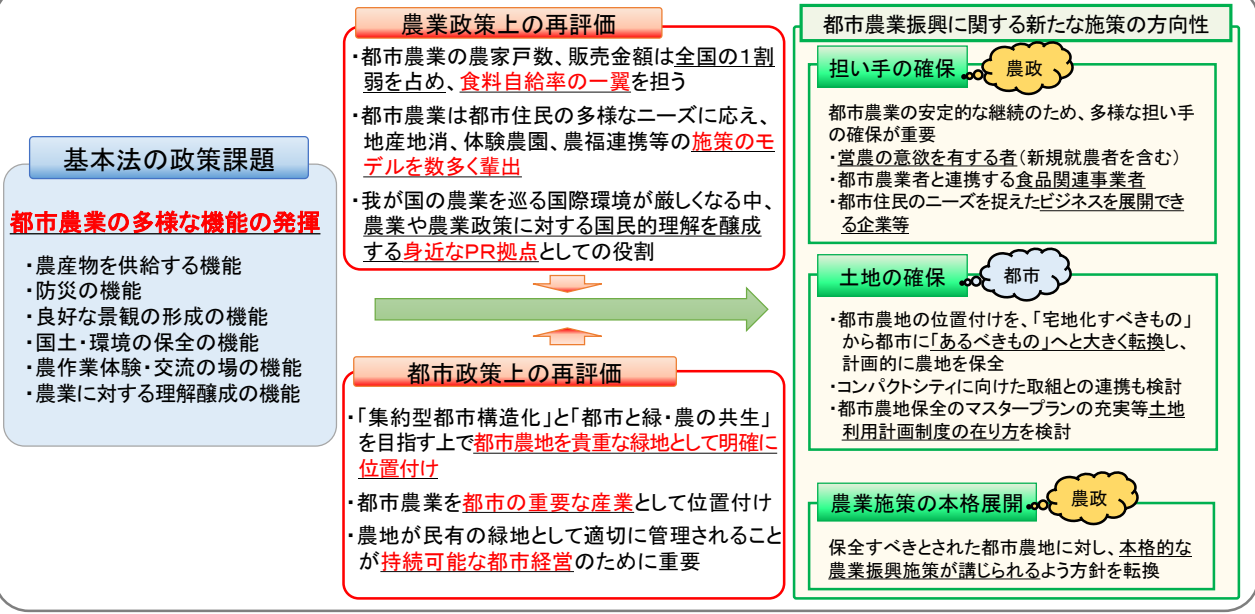
図2 市街化区域内農地面積の内訳

2. 都市農地を取り巻く変化

(1) 都市農業振興基本法の制定(平成27年4月22日 法律第14号)

- 都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成を図ることを目的に『都市農業振興基本法』が制定された。
- 地方公共団体は、**都市農業の振興に関する計画**を定めるよう努めなければならない。

(2) 都市農業振興基本計画の概要(平成28年5月13日 閣議決定)



3. 生産緑地法の改正

(1) 背景(都市農業振興基本計画より)

- 生産緑地地区の規模要件が**一団で500㎡以上**とされており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農の意思があっても保全対象とされていない。
- 公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまう、いわゆる「**道連れ解除**」が生じている。
- 生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、**都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討**した上で、必要な対応を行う。

(2) 生産緑地法の改正(平成29年6月15日 一部施行)

生産緑地法

第3条 市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 (略)
- 二 500平方メートル以上の規模の区域であること
- 三 (略)

法改正により条項追加

2 市町村は、**公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案**して必要があると認められるときは、前項第2号の規定にかかわらず、政令に定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

生産緑地法施行令

第3条 法第3条第2項の政令で定める基準は、**300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。**

4. 条例制定の必要性

(1) 生産緑地の役割・機能

生産緑地の役割

● 生産緑地法第3条抜粋

市街化区域内にある農地等で、次の掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

生産緑地の多面的機能

- 生産緑地を含む都市農地は、「新鮮な農産物の供給」、「まちなかの貴重な緑地としての景観形成」、「災害時の防災空間の確保」、「雨水の保水等の環境保全」など多面的機能を有している。



農産物供給機能



景観形成機能



防災機能



環境保全機能

計画的に保全することで、良好な都市環境の形成に寄与する

(2) 都市農業のあり方

秦野市都市農業振興計画（平成28年3月策定）

- 農地の保全を行う取組として、生産緑地の維持が計画上に位置づけられている。
- 総合計画の改定(令和2年度)に合わせ、生産緑地を含めた本市の都市農業のあり方を再考。

都市農業及び基盤となる都市農地のあり方については今後検討(農政部署)

(3) 公園、緑地その他の公共空地の整備状況・土地利用の状況

公園、緑地その他の公共空地の整備状況

- 秦野市緑の基本計画の改定(令和7年度)と合わせ、今後、整備目標及び方針を緑政部署で総合的に検証。(※「秦野市緑の基本計画」における生産緑地地区の目標面積は100ha)

〈参考〉市街化区域人口一人当たりの公園・緑地面積

種別	目標値	実績値(平成31年1月)
市街化区域内人口一人当たり 都市公園面積(m ² /人)	5.00(秦野市都市公園条例)	3.42
市街化区域内人口一人当たり 地域制緑地面積(m ² /人)	8.00(秦野市緑の基本計画)	7.94

土地利用の状況

- 市街地内の農地は減少傾向が続いており、農地の有する貴重なオープンスペースとしての緑地の存在価値が相対的に高まっている
- 面積要件により生産緑地地区に指定できない小規模な農地も付加価値の高い作物栽培、持続性のある営農が行われ、高い緑地機能を発揮できる農地が存在する

生産緑地制度の活用により、みどりを保全し、良好な都市環境を創出する

(4) 生産緑地の減少リスク

● 平成4年当初に指定された生産緑地の面積・所有者割合が**全体の8割以上**

● 年齢別では、70歳以上の所有面積・所有者割合が、**全体の6割以上**

→ 指定後30年経過、相続等による買取申出増加が見込まれる

※所有者数は平成30年6月現在、484名(共有は1カウント)

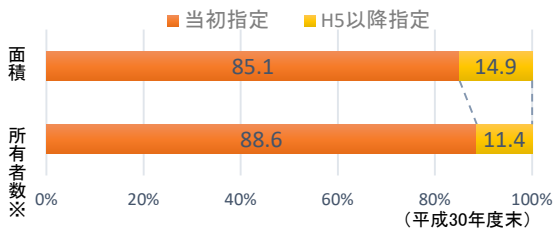


図3 指定日別生産緑地面積・所有者割合

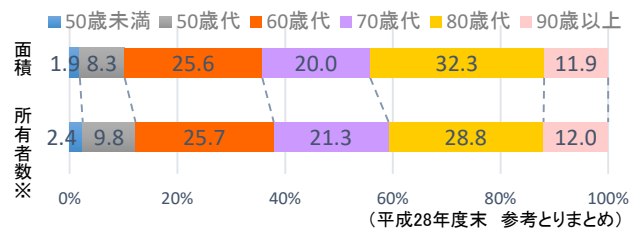


図4 年齢別生産緑地所有面積・所有者割合

今まで以上に生産緑地の減少リスクが高まる

5. 条例制定の効果

条例制定の効果① 都市農業に資する土地の確保

● 都市農業の振興に寄与する生産性の高い農地の提供(都市農業のあり方については農政部署で検証)

条例制定の効果② 既存生産緑地の保全

- 相続等状況の変化で、営農できる面積が500㎡未満になると、生産緑地を維持できなくなる。
- 複数所有者の農地で指定された生産緑地のうち、約2.1haが道連れ解除の可能性がある。

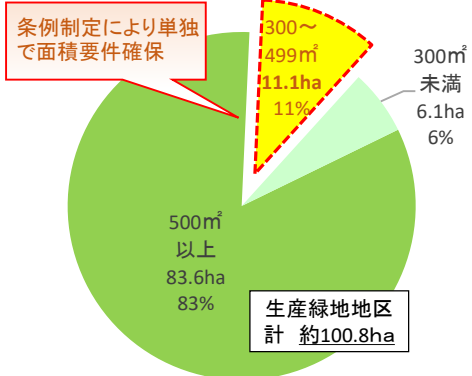


図5 規模別生産緑地面積割合

過去の道連れ解除事例

変更日	道連れ解除面積	経緯
H18.12.14	314㎡(道連れ)	買取申出され行為制限が解除。残存面積314㎡は区域から除外。
H21.12.1	1,297㎡(残存) 367㎡(道連れ)	都市計画道路事業により一部区域が整備され、一部区域が367㎡となったため区域から除外。
H29.12.26	237㎡(道連れ)	買取申出され行為制限が解除された。残存面積237㎡は区域から除外。

道連れ解除対象農地の割合 ※課税台帳ベース(平成30年1月1日現在)

区分	筆数(筆)	割合(%)	面積※(ha)	割合(%)
生産緑地全体	1,589	100.0	101.4	100.0
複数所有者のいる生産緑地	301	18.9	13.6	13.4
うち、500㎡未満	94	5.9	2.1	2.1
うち、300㎡以上500㎡未満	52	3.3	1.6	1.6

面積要件を300㎡にすると

条例制定により道連れ解除防止

- 既存生産緑地のうち、約11.1haが、単独で面積要件が確保され、小規模農地の保全につながる。
- 道連れ解除対象の約8割にあたる約1.6haの農地等を道連れ解除から防ぐことができる。

6. 今後の課題(生産緑地制度の運用)

都市農業のあり方

都市農業振興政策を踏まえ都市農業の方向性(維持 or 拡充)を検討

追加指定方針

都市農業の方向性を踏まえ、必要に応じて生産緑地指定方針を見直し(都市農業に係る課題への対応)

運用指針

国の都市計画運用指針に基づき、一団性の取扱い、再指定等の解釈や基準の明記について検討

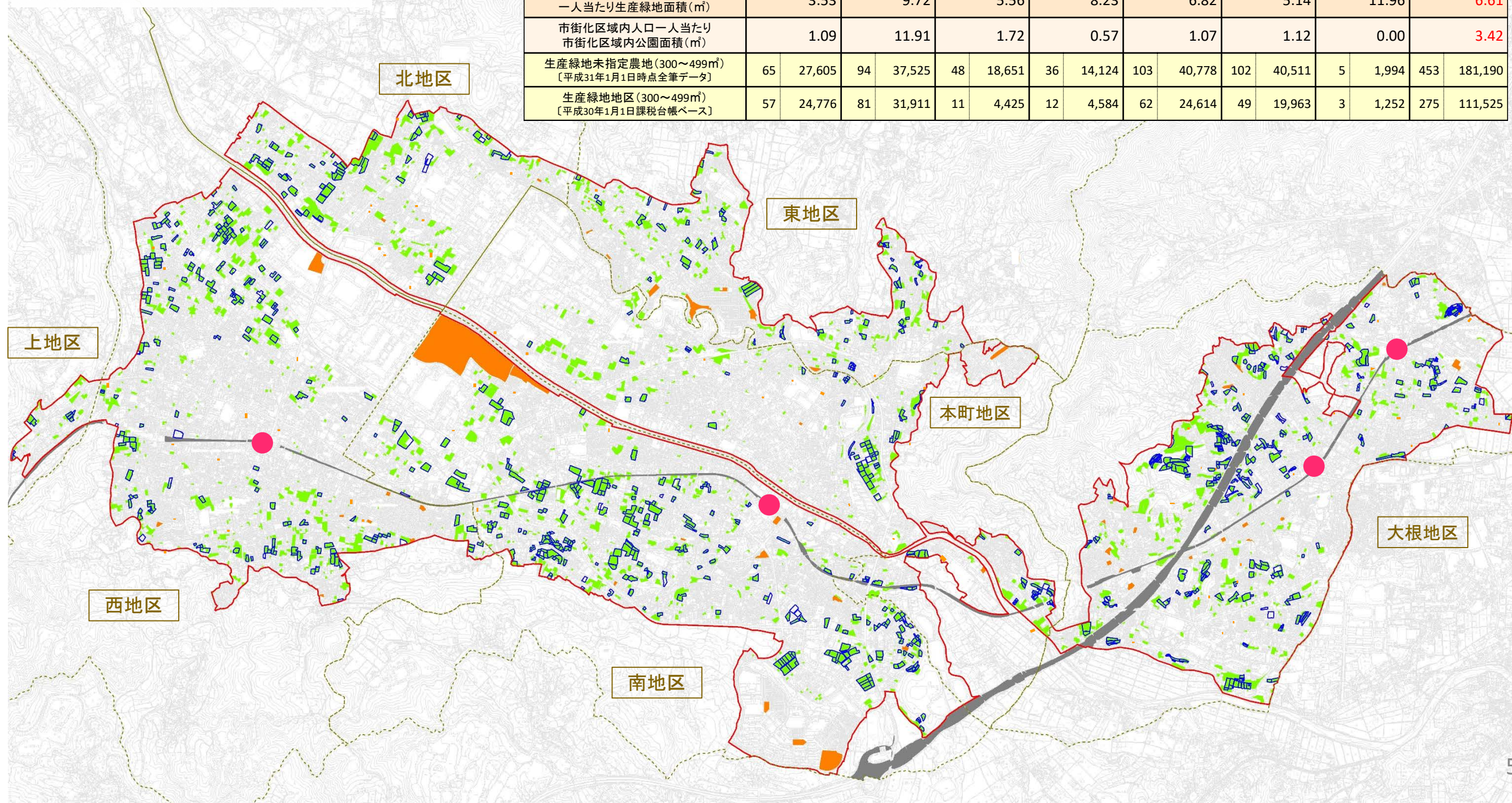
防災協力農地の協定

生産緑地の下限面積に合わせ、防災協力農地登録の基準等の見直しをJAと協議

凡例

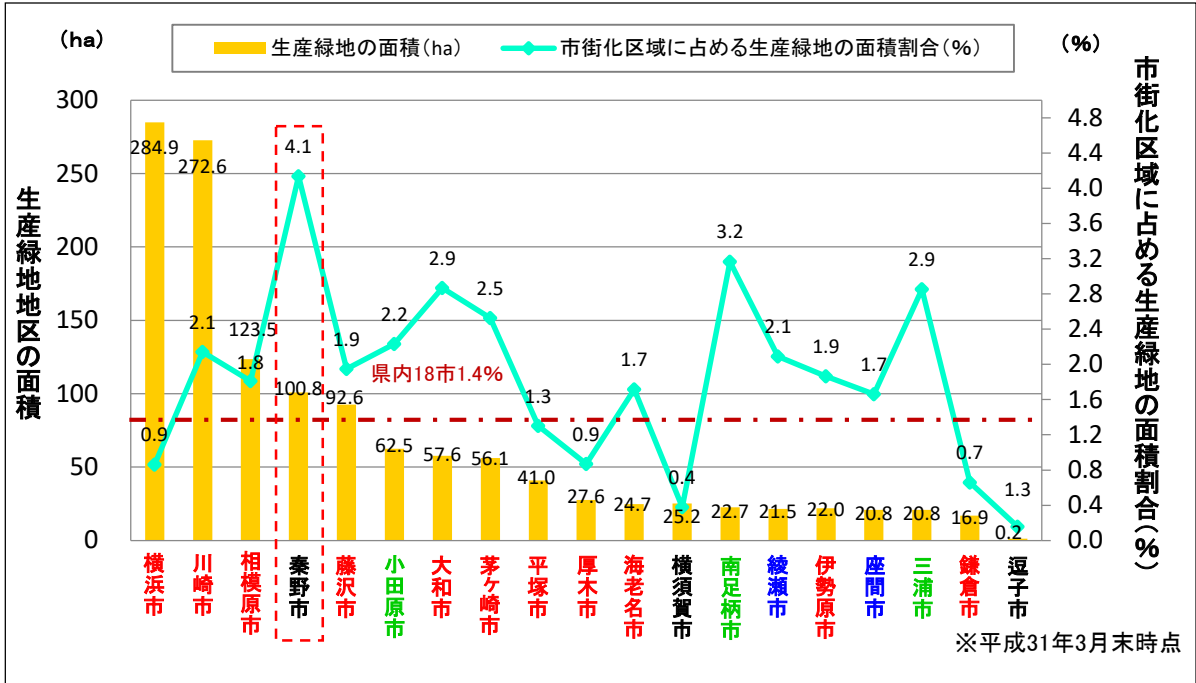
- 市街化区域
- 市街化区域内農地
- 生産緑地地区
- 市街化区域内都市公園

種別	本町		南		東		北		大根・鶴巻		西		上		計	
	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)
市街化区域内農地(m ²) 〔平成31年1月1日時点全筆データ〕	185,999		501,035		172,392		205,738		497,079		410,352		19,246		1,991,843	
生産緑地地区 〔平成30年度末〕	46	73,460	209	316,790	48	66,080	47	83,350	172	278,800	143	182,600	5	7,370	670	1,008,450
市街化区域内都市公園 〔平成30年度末〕	19	22,620.2	52	388,401.9	11	20,397.5	16	5,819.8	57	43,800.6	33	40,089.2	0	0.0	188	521,129.1
市街化区域内人口(人) 〔平成27年国勢調査〕	20,799		32,604		11,876		10,122		40,903		35,545		616		152,465	
市街化区域内人口一人当たり 市街化区域内農地面積(m ²)	8.94		15.37		14.52		20.33		12.15		11.54		31.24		13.06	
市街化区域内人口一人当たり 生産緑地面積(m ²)	3.53		9.72		5.56		8.23		6.82		5.14		11.96		6.61	
市街化区域内人口一人当たり 市街化区域内公園面積(m ²)	1.09		11.91		1.72		0.57		1.07		1.12		0.00		3.42	
生産緑地未指定農地(300~499m ²) 〔平成31年1月1日時点全筆データ〕	65	27,605	94	37,525	48	18,651	36	14,124	103	40,778	102	40,511	5	1,994	453	181,190
生産緑地地区(300~499m ²) 〔平成30年1月1日課税台帳ベース〕	57	24,776	81	31,911	11	4,425	12	4,584	62	24,614	49	19,963	3	1,252	275	111,525



① 生産緑地地区の現状(市街化区域に占める生産緑地の割合)

- 本市の生産緑地地区の面積は、県内19市中4番目に多い(政令市を除きトップ)
- 市街化区域に占める生産緑地の面積割合は、本市を除く県内18市の約3倍となっている
(本市:100.8/2,438 × 100 = **4.1%**、県内18市:1,194.3/87,151 × 100 = **1.4%**)



② 県内他市の条例制定状況

- 本市を除く県内18市中、11市で条例を制定済み、2市で具体的な制定予定あり。
- 条例を定めた都市では、当該市区の全域を対象に300㎡へ引下げ。

■ 条例制定状況(平成31年3月末現在)

条例制定済み(11)	横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、鎌倉市 (H29.12議会) (H30.3議会) (H30.3議会) (H30.3議会) (H30.3議会) (H30.6議会) 藤沢市、海老名市、平塚市、厚木市、大和市 (H30.6議会) (H30.12議会) (H31.3議会) (H31.3議会) (H31.3議会)
条例制定予定(2)	座間市、綾瀬市 (H31年度予定) (H31年度予定)
検討中(3)	南足柄市、小田原市、三浦市
予定なし(2)	横須賀市、逗子市

(他市の事例)

横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(平成29年12月25日条例第42号)
生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(平成30年3月20日条例第6号)
生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定することについて

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

生産緑地法第3条第2項の規定により、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、制定するものであります。

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定することについて

1 条例制定の背景

これまで、生産緑地地区を定めることができる区域の規模は、生産緑地法により500平方メートル以上とされていましたが、平成29年の同法の一部改正により、市町村が地域の実情に応じて300平方メートルを下回らない範囲で、条例で定めることができるとされました。

2 本市の生産緑地地区の現状

平成4年に現行の生産緑地制度が導入されて以降、宅地化農地が減少していることと比較して、生産緑地地区は100ヘクタール前後の面積で推移しており、都市農地の保全に一定の効果を現してきました。しかし、今後、当初指定から30年を迎えることや相続等が発生することにより買取りが可能となり、生産緑地の減少が顕著となることが見込まれます。

3 条例の内容

生産緑地法第3条第2項の規定により、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上とします。

4 条例制定の効果

- (1) 生産緑地地区の下限面積を引き下げることによって、農地保全効果の高い生産緑地制度の充実につながり、営農者に対して都市農業の選択を広げるとともに、良好な都市環境の形成が期待できます。
- (2) 複数の者で所有している農地が生産緑地地区として指定されている場合は、そのうち一人の所有者の相続等に伴い指定の一部が解除されたことにより、残された面積が指定の規模要件を下回ると、その生産緑地地区全体の指定が解除されてしまいますが、条例制定により、このような「道連れ解除」を抑制することができます。

政策会議付議事案書 (令和元年9月10日)

提案課名 会計課

報告者名 曾我 明正

<p>事案名</p>	<p>金融機関からの要望への対応について</p>	<p>資料 有 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>横浜銀行及び三菱UFJ銀行から次のとおりそれぞれ要望がありましたので、本市の対応について方針を定めるものです。</p> <p>1 横浜銀行 指定金融機関派出所の person 費及び口座振込の組戻手数料の予算化を要望。</p> <p>2 三菱UFJ銀行 納付書による公金収納（三菱UFJ銀行本・支店等における窓口収納）に要する経費について、応分の負担を要望。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 指定金融機関派出所の person 費及び口座振込の組戻手数料の経費負担（横浜銀行）</p> <p>(1) 要望の経過</p> <p>ア 平成30年11月15日 秦野支店長来庁 派出所経費等の負担について、今年度末までに予算化しない場合は、令和2年度からの派出所業務の廃止も含めた対応を検討する旨の文書を受理。</p> <p>イ 平成31年 3月25日 秦野支店長来庁 「要望が通らなければ撤退する旨の文書を用意している。」との発言がある。</p> <p>ウ 令和元年 5月27日 秦野支店長来庁 「事務経費予算化措置について再度のお願い」文書を受理。今年度末までに予算化しない場合は、令和2年3月末をもって派出所業務を廃止する方針が示される。</p> <p>エ // 8月21日 秦野支店長との面談 本部から各支店長に、①派出所窓口の時短、②キャリアメイト（窓口対応の非常勤職員）の person 費の予算化、③組戻手数料の予算化の3点を、自治体と交渉するよう指示が出ていること、また、自治体がこの3点の要求に応じなくても、派出所業務以外の業務（多岐にわたる支払い、収納代理金融機関等から送金を受けた公金及び日報のとりまとめ、つり銭の用立て、市の証紙の払い出し等）は継続して行う意向があることを確認。</p> <p>(2) 要望に対する検討結果 派出所の person 費及び組戻手数料は、17市中10市が負担しており、他の自治体においても、負担額の違いはあるものの、負担する方向で検討されている。 こうしたことから、 person 費及び組戻手数料の応分の負担が必要と考える。</p>	

【影響額】

- ・キャリアメイト人件費

1,500円/h×1.1×6h×252日×2人=4,989,600円 ……①

- ・組戻し手数料

500円/件×1.1×1,500件=825,000円 ……②

①+②=5,814,600円

2 納付書による公金収納に関する経費負担（三菱UFJ銀行）

(1) 要望の経過

ア 令和元年5月22日 拠点部公共推進室調査役来庁

三菱UFJ銀行本・支店等における窓口収納の取扱いに関し、役務提供に要する経費の応分の負担を求める旨の要望書（回答期限：本年9月30日）を受理。「令和3年4月1日収納分より、納付書による収納1件あたり300円（消費税別）の予算措置がなされなければ、窓口での税・公金収納を停止する。三菱UFJ銀行と取引関係のある地方公共団体全てに対し、同じ条件で要望を出している。」との発言がある。

現在、神奈川県下においては、支店がなく収納代理金融機関となっている自治体に対して同様の要望書が出されている。

イ " 6月14日 税・公金収納作業の概要を記した文書を受理。

ウ " 7月30日 拠点部公共推進室調査役から受電

「市が1件300円の手数料を負担できないと回答した場合は、当銀行と取引のある特別徴収の納税者からいただく。」との発言がある。

(2) 要望に対する検討結果

納付書を使用する市民への影響はあるが、口座振替の推進により、その影響は少なくなる。また、電子納税が推進される中で、納付書による窓口納付は減少するため、影響は次第に小さくなると見込まれる。

また、県内で要望に応じる予定の自治体は、現在のところない。

こうしたことから、納付書による公金収納に係る手数料は負担しないこととする。

【手数料を負担する場合の影響額】

- ・三菱UFJ銀行への負担

300円/件×1.1×8,000件/年=2,640,000円/年

- ・本市の公金を取り扱う全銀行への負担

300円/件×1.1×296,026件/年=97,688,580円/年

<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 指定金融機関派出所の person 費及び口座振込の組戻手数料（横浜銀行）は応分の負担をする。なお、負担額については、近隣自治体の状況を踏まえ、銀行と交渉を行う。</p> <p>2 納付書による公金収納に係る手数料（三菱UFJ銀行）は負担しない。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 令和元年9月末 横浜銀行及び三菱UFJ銀行に、本市の方針について回答</p> <p>2 令和2年7月から <u>横浜銀行による指定金融機関の始期から、手数料の支払いを開始</u></p> <p>3 令和2年度中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三菱UFJ銀行では秦野市税・公金の窓口納付はできない」ことを周知するチラシを作成するとともに、ホームページに掲載。 ・納付書の取扱い金融機関一覧から三菱UFJ銀行を削除